

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人ヒューマン・ネットワーク
所在地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	平成25年8月1日～平成26年1月22日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	社会福祉法人 千葉寺福祉会 行徳第二保育園 シャカフクシホジシキ ホウテラフクシカイ キョウトクダニホイクン		
所在地	〒272-0133 市川市行徳駅前4-26-10		
交通手段	東京メトロ東西線 行徳駅 徒歩15分		
電 話	047-397-6671	FAX	047-397-6672
ホームページ			
経営法人	社会福祉法人 千葉寺福祉会		
開設年月日	平成17年4月(委託開始)		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	市川市							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	24	24	24	24	26	26	148	(分園含)
敷地面積	1000㎡(本園のみ)			保育面積		1186.05㎡(分園含)		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育	
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援	
健康管理	内科健診・産明け児内科健診・歯科健診・眼科健診・ぎょう虫検査 尿検査(3歳以上児)・視力測定・発育測定							
食事	給食提供 おやつ(手作り) アレルギー除去食提供(一部弁当)							
利用時間	平日 9:00～17:00(通常保育) 7:00～9:00・17:00～20:00(延長保育) 土曜日 7:00～12:00(通常保育) 12:00～17:30(延長保育)							
休 日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)							
地域との交流	毎月 地域交流(園庭開放・身体測定)							
保護者会活動	父母の会あり							

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	32	10	42	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	28	1	5	
	保健師	調理師	その他専門職員	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入園申請 市川市保育課	
申請窓口開設時間	8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5	
申請時注意事項	提出書類・入園要件など市川市の注意事項あり	
サービス決定までの時間	市川市の規定による	
入所相談	市川市及び行徳第二保育園	
利用代金	市川市の規定による	
食事代金	市川市の規定による	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p><理念> 温かい心の触れ合える大人たちに囲まれた保育園で、全ての子どもは心身ともに健やかに育てられ守られる。周囲の大人から愛され大切にされていることを心の拠りどころとして、人への信頼感を育て、自己を十分に発揮しながら友だちと共に発達し続けていける環境を保障していく。</p>
<p>特 徴</p>	<p>当園は、「たくましい心と身体をつくる」を園目標に乳児期には大人との1対1の関わりを大切に、幼児期には体育遊び、リズムック、わらべうた、季節ごとの行事等、様々な体験を重ねながら、生き活きと活動し、意欲を持って遊び込めるよう保育を進めています。 保育園が子ども達の豊かな育ちの場となりますよう、保護者の皆様との信頼関係もまた大切にしています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>子どもは、体験を通して生きる力の基礎を発達させていきます。感受性や想像力が豊かで、何かを創りだしたり、表現することが大好きな子ども達に育ててほしい、と願い、ひとつでも多く感動や喜びに満ちた様々な経験を重ねていくことができるよう日常保育や行事等、大切にすすめています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

NPO法人ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること

1. 保育理念・方針・目標を実践するための保育体系が作成され、職員の理解が進んでいる

保育理念・方針・目標を実践するため、2年間かけて保育指針を読み直し、研修を継続し子どもの権利擁護「子どもの最善の利益」を考え「自己肯定感」を基本に保育課程を作成している。また、理念・方針・目標、保育課程、乳幼児マニュアル、保育プログラム、年間・月間カリキュラム、週案、日誌、児童票等の保育体系が整理・明示され、分かりやすく職員の理解が進んでいると思われる。

2. 保護者と園の信頼関係が高く「子どもの権利を守る」同じ立場で保育に当たっている

保護者の「父母の会」がアンケートを実施し、保育の質等の確認を行い要望提案する等、積極的に園の質向上に貢献している。園は全要望に丁寧に回答し保護者と園の信頼関係は高い。また、保護者会では園の理念をホワイトボードに大きく書き「子どもの権利を守る」同じ立場で保護者と園が共同して保育に当たる考えを共有している。

3. 働き甲斐のある職場づくりに努めている

職員は希望に基づいて6つの研修班(わらべうた、リズム、体操、食育、絵画、環境)の何れかに所属し、自主的に研修し創意工夫を發揮し実践しながらスキルアップを図る様に努めている。園長は全ての職員一人ひとりとコミュニケーションを図る様に心がけ、一人ひとりの存在感を尊重した行動をしている。保育理念や保育目標が明確であり、保護者との信頼関係が高く、職員の働き甲斐のある職場と思われ職員の定着率が高い。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 園の自己評価を毎年行いPDCA(計画・実行・反省等)を確実に行うことが期待される

事業計画書には今年度の計画と共に業務分担が明示され、計画遂行の責任が明確にされている。特に保護者アンケートの結果提案された課題は最重要課題と認識し、安全性の確保等の改善に努めている。今後、さらに園としての保育指針に基づく自己評価を実施し、取り組むべき課題を事業計画に掲載しPDCAを確実に進めることが期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

この度の第三者評価では、園の運営・保育内容・安全管理等 33項目を、園が目指している先までも視野に入れてくださりつつ、丁寧に具体的に評価していただきました。特に保育内容では、ねらいを明確にしていくことの大切さや園の自己評価に関する事項等、ご指導を頂きました。今後の課題を再確認できましたので、これからまた職員全員で一度基本に立ち戻り、「子どもの最善の利益を保障していく」という大きな目標に少しでも近づいていくことができますよう努力していきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				実施数	未実施数
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備 職員の就業への配慮 職員の質の向上への体制整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	1
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	4	1
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	4	1
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	2	1
			16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価 子どもの健康支援 食育の推進	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	4	
			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
	5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4		
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。			5		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5		
計				126	4

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目

整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</p> <p>理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p>
<p>(評価コメント) 市の保育目標を達成するために、園の保育理念・保育方針・子どもの保育目標を明確にし、「入園のしおり」に明示し園内に掲示されている。保育理念を実践するための保育体系が整理され、0歳から5歳までの発達過程、乳児・幼児マニュアル、わらべうた・食育・環境等保育プログラム、年間・月間カリキュラム、週案、日誌、児童票等の保育体系が児童福祉法、保育目標の下に位置づけが明確に示されている。職員が理念を意識し体系的に保育に取り組む基本骨格であり分かりやすい整理である。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p>
<p>(評価コメント) 2年間園内研修を継続し、保育指針を読み直し、保育課程を作成した。その過程で職員の理解が進んだと思われる。また、保育の研修と実践を積み重ね、蓄積した保育経験をマニュアルとして明文化している。わらべうた・リズム・環境等の保育プログラムは写真が中心で分かりやすく全職員で共有しやすい工夫がされている。職員会議では保育理念の確認をし、常に「子どもの最善の利益」を最優先する保育に努めている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。</p> <p>理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p>
<p>(評価コメント) 保育理念を入園説明会や面接で説明し、また、保護者会の席でホワイトボードに大きく書き出し、保護者と保育園が協力して「子どもの権利を大切に」保育を進める様に努めている。園だより等で子どもの生活や遊び・活動、行事等具体的にどのように実践しているかを報告している。今回の保護者アンケートの結果では87%の方が「園の目標や方針」を知っていると回答されていた。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<p>事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</p> <p>事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>現状の反省から重要課題が明確にされている。</p>
<p>(評価コメント) 事業計画書には今年度の計画と共に業務分担が明示され、計画遂行の責任が明確にされている。特に保護者アンケートの結果提案された課題は最重要課題と認識し、安全性の確保等の改善に努めている。今後、さらに園としての保育指針に基づく自己評価を実施し、取り組むべき課題を事業計画に掲載することが期待される。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント) 毎月の職員会議が原則全職員が参加する最も重要な会議である。保育目標の再確認、各クラスの振り返り、研修報告等情報共有し目標の達成に努めている。クラス毎の会議やクラスリーダー会議、園長・主任クラスの会議等随時行われている。また、研修班(6つの保育プログラム)の進め方や報告が随時行われる。全職員で話し合っ保育に当たっている。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<p>理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>評価が公平に出来るように工夫をしている。</p>
<p>(評価コメント) 職員は希望に基づいて6つの研修班(わらべうた、リズム、体操、食育、絵画、環境)の何れかに所属し、自主的に研修し創意工夫を発揮し実践しながらスキルアップを図る様に努めている。園長は全ての職員一人ひとりとコミュニケーションを図る様に心がけ、一人ひとりの存在感を尊重した行動をしている。保育理念や保育目標が明確であり、保護者との信頼関係が高く、職員の働き甲斐のある職場と思われる職員の定着率が高い。</p>	
7 施設的全職員が守るべき倫理を明文化している。	<p>法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</p> <p>従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</p> <p>プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</p>
<p>(評価コメント) 業務マニュアルとして、職員の心がまえ、個人情報取り扱いマニュアル、虐待マニュアル等があり、入職時に教育し徹底している。また、個人情報保護や守秘義務等は職員会議等で常に確認し徹底を図っている。プライバシー保護の観点から電話連絡網を廃止し、comiメールでの一斉配信で緊急時には対応している。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	人材育成方針が明文化されている。 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 年2回自己評価表(保育マニュアルの基本形を確認する表と経験年数に応じた役割と責任を確認する表の2種類)を記入し、課題と目標を自己確認し園長の面接を受け、能力向上を図っている。園長方針は職員個人の長所を職場で発揮出来るように職場環境を整え、プラス面を見て成長を期待する方針で進めている。また、新人育成はまず乳児クラスで保育の基本と楽しさを体験し、2～3年後に幼児クラスを経験する方針で育成を図っている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 残業ゼロを目指して勤務状況を確認し改善を図っている。また、働き甲斐のある職場を目指して職員の自主を尊重した運営により職員の定着率が高い。今後職員が自身の子育てをしながら働き続けることが可能な様に職場環境を整えることを目標としており、大いに期待したい。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	中長期の人材育成計画がある。 職種別、役割別に能力基準を明示している。 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 個別育成計画・目標を明確にしている。 OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 職種別役割と責任を明示し、保育マニュアルとして基準を明確にした上で、自己評価表で個人目標を明確にする職員育成システムが構築されている。外部研修には希望により参加し年間約25回、1回1～2名が参加し、研修報告により情報共有している。園内研修は研修班が毎週15分程度その時期の力を入れるテーマについて研修している。指導計画に基づく振り返りを毎月の職場会議で行い実践の反省によるスキル向上を図っている。なお、クラスの次月計画で職員の「ねらい」に対する「やりたいこと」「創意工夫」の話し合いの充実を図る事によりOJT育成効果が上がると思われるので期待したい。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 保育課程を作成する過程で保育指針や子どもの権利条約の本、子どもの権利研究の本等を読み合わせ「自己肯定感」と子どもの権利を守るとは具体的にどういふ事が話し合い、保育課程を作成している。さらには、「自己肯定感」等の基本的な考え方については保護者会でも話し合い園と保護者と共有することも期待したい。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 個人情報の利用目的を明示している。 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報保護方針を園玄関に表示し、職員、実習生、ボランティア、体験学習の方には周知・徹底している。入園説明会等の場では個人情報保護方針を配布すると同時に、毎年写真等については同意を得ることが望ましい。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 利用者アンケートを保護者の「父母の会」と園と年2回実施している。集計結果を保護者に公表し、提案された要望・苦情に対して全て個別に丁寧に回答している。保護者と園が「子どもの権利を守る」同じ立場で考え問題解決に当たっている。今回第三者評価に当たり実施したアンケートでも保護者と園の信頼関係が高いことが確認できた。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 苦情解決制度が整備され、苦情担当窓口、責任者、第三者委員がポスターとして掲示され、意見箱が設置されている。苦情に至る前に意見・要望等コミュニケーションを良く取るよに努め、前向きに解決を図る様に努力している。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、保育の質の向上を図っている。	保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 職員の自己評価(保育の基本)は年2回実施し、園としては事業計画として保育課程、年間指導計画等の作成と振り返り等に基づく課題が設定されている。保育指針で求めている指針に基づく園の自己評価と公開は実施されてい無いので、毎年実施する事が望ましい。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	業務の基本や手順が明確になっている。分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。マニュアル見直しを定期的実施している。マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 業務マニュアルとして乳児マニュアル、幼児マニュアル、給食マニュアル、感染症マニュアル、緊急災害マニュアル、プログラムマニュアル(わらべうた等)を整備し、保育の質の水準向上に努めている。マニュアルは3年に一度全面見直しされ、その間は必要な都度見直し赤字で修正している。新人にはマニュアルを配布し研修を行い、また、マニュアルに基づく保育基本の確認を自己評価として年2回確認する等マニュアルと人材育成、保育の質確保が連動しており優れた取り組みと思われる。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 問い合わせや育児相談に応じることを、道路に面している外看板に常時掲示し周知している。また、園独自のパンフレットを行徳子育て総合案内に置き情報提供を行っている。見学希望は随時受け、日常保育が見学できる日時を調整し実施している。パンフレットを配布し、保育時間や一日の流れ、園行事を知らせ、各保育室やトイレ等の施設案内をしながら、保育の活動や玩具、特徴ある遊びや部屋の使い方等、場面を捉え具体的に説明している。離乳食、トイレトレーニング、健康面等、見学者の知りたい状況に応じ相談にも応じている。園児との遊び体験や身長、体重の発育測定の実施等、当園が実施している地域交流の年間計画を配布し、見学時だけではなくその後も交流の場として利用できるよう情報を提供している。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。説明内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 4月入園の説明会は、3月に全体説明と個別面談を行っている。園長が全体会で入園のしおりに沿って、保育理念、保育目標、日々目指している子どもの姿や、一日の過ごし方、保育時間、保健・給食関係、個人情報取り扱い、非常災害対応等の方針を説明している。個別面談では、今までにかかった病気、予防接種、ひきつけやアレルギー等特に配慮の必要な疾病等健康に関する情報を、母子手帳を基に聞き取り記録している。家庭での食事、排泄、睡眠、躰け、育児等子どもの状況や保護者の子育ての意向や保育の希望等書面に従い把握し、今後の保育を双方で確認している。各月の入園者についても個別に説明と面談を実施している。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 従来の保育課程を全職員で見直し、再編成した保育課程を作成している。園長、主任保育士、副主任保育士、フリー保育士のメンバーにて、理念や方針、目標は引き継ぎ、子どもの実態や子どもを取り巻く保護者や地域の状態等を考慮して案を出し再編成を開始した。その案を各クラスリーダーに提示し、クラスリーダーは各職員に説明し、職員全員が意見や質問を出す等で関わり保育課程を再編成をしている。その検討過程において、当園の目指す保育に関し職員の共通理解が更に深まり有効な再編成作業だったと思われる。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 保育課程に基づき、年間、期、月の長期的指導計画と、週の短期的指導計画を作成し日々の保育を実施している。0歳児は個別計画を作成し、1歳2歳児は月の指導計画の中に個別配慮として計画を入れている。月の指導計画は、クラス目標、期の目標を基に子どもの発達や興味・関心、季節、環境等を考慮して立案しているが、月の目標設定も必要と思われる。月の目標と保育内容等の関係性が明確に成りより具体的な反省に繋がるとと思われる。毎月の職員会議等で各クラスの反省を基に振り返りを行っている。日々の保育の振り返りはクラス内で話し合いのもとに実施することが望ましいと思われる。		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<p>子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</p> <p>好きな遊びができる場所が用意されている。 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</p>
<p>(評価コメント) 開園時間7時～20時で長時間保育児の多い当園は、子どもが自分で遊びを選んで集中して遊べるよう年齢や発達、興味に応じたコーナー遊びの充実を図っている。指先を使った玩具や、見立てやごっこ遊びに必要と思われる手作りを含めた様々な品物、積み木やパズルの構成遊び、ゲーム遊び等々、担任が子どもの遊ぶ様子を見ながら玩具の種類や内容に変化や巾を持たせている。遊びの継続性を考慮し空間や時間の確保に努めている。空き箱やペーパーの芯等の廃材を常時回収し、はさみ、テープ、鉛筆等の必要な用具を自由に使えるように設定し子どもの製作や創造意欲を高めている。保育者の言葉のかけ方や保育態度はマニュアルと新人研修等で共有し、子どもの遊びが展開、発展していけるように配慮している。子ども一人ひとりが自分のしたい遊びを、一人で又は友達や大勢の仲間と集中して遊んでいる姿が多く見られ、自発的に活動できる環境について園全体で話し合いや工夫を重ね継続して取り組できた成果と思われる。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<p>子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</p>
<p>(評価コメント) 散歩は、保育活動の一環として年齢や異年齢で近くの公園等に行き、自然の変化に気付く・保育素材の採取と造形時の活用や途中で出会う地域の人たちとも挨拶を交わす機会となっている。毎月地域のボランティアによる絵本の読み聞かせを実施し、豊かな心身の育成や地域の人との交流の場としている。2歳児以上児のおにぎりや弁当持参の園外保育、4～5歳児と保育者で市立動植物園の見学を公用バス利用で行くなど、日常生活に変化と潤いを与え体験を通して生態を知る・社会的ルールや友達との協調性を身につける等学びの場となっている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<p>子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 異年齢の子どもの交流が行われている。</p>
<p>(評価コメント) 園庭で遊ぶ時間帯は異年齢での遊びが多い為、保育者間で連携を取りながら固定遊具で危険度の高いブランコ、鉄棒、すべり台などに保育者が付き、子どもの遊びを見守りトラブルや危険な遊び方をした場合には即時対応できる体制を取っている。保育者に見守られながら、異年齢間で遊びの伝承や技術の模倣、いたわりや協力などの態度が養われている。トラブルでは、子どもの心情を尊重した仲立ちや代弁でお互いの気持ちやルール理解に繋げ、解決の方策も意見が言える関係づくりで、納得出来る援助を行っている。子どもの園での役割として、4・5歳児の布団敷き、5歳児の廊下掃除等を係り活動に位置付け、他の子どもの役に立つ喜びや思いやりの心を育み、人との関係性を育む一環としている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<p>子ども同士の関わりに対して配慮している。 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</p> <p>障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 今年度、配慮を必要とする子どもは在籍していないが、在籍した場合は発達に即した個別指導計画を作成し日々の活動から把握できる子どもの姿を記録すると共に、職員間で情報の共有化を図り発達支援を行う体制は整っている。保護者との信頼・協力関係を築き、子どもに関する情報伝達や関係機関との連携を図りながら保護者と共に子育てに取り組む姿勢や、専門研修に参加し知識や技術の習得に努め園内研修を通して職員間での研修内容の周知に努め園全体で取り組む準備は出来ている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<p>引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 担当職員の研修が行われている。 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</p>
<p>(評価コメント) 朝・夕の保育を引き継ぐ時点で、子どもの健康状態の変化(熱、怪我)や早退などを保育士間で伝達している。各クラス毎の連絡ノートに日中の子どもの状態・変化を記入し、延長保育者には口頭と合わせて伝達しあい、保護者には連絡ノートに基づいて内容が漏れなく伝えられている。18時30分以降は全園児が合同保育となり、家庭的雰囲気保育を考慮して休憩がとれる場の設定や、園内散歩と称して気分転換を図るなどの工夫を凝らしている。延長保育職員には、個人情報の守秘義務や子どもとの関わり方等研修の機会を通して書類配布し周知徹底を図っている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<p>一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</p>
<p>(評価コメント) 保護者との連絡は全園児個人別連絡ノートを作成し、3歳未満児は日々の生活や健康状態など園と家庭が記入し合い子どもの健康維持や発達援助に役立てている。3歳以上児は、体調や発達の変化及び連絡事項等を必要に応じて記入している。クラス懇談会は年度当初に行い、保育参加と試食会・個人面談を年齢毎に実施している。懇談会で育児に関する相談を受けると共に、参加や参観・面談・相談は常時受け付け保護者と協働による子育ての姿勢を示している。就学前に小学校との交流会に参加、保育要録を就学先に送付する等で、子どもの育ちの連続性に努めている。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</p> <p>保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</p> <p>子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</p>
<p>(評価コメント) 嘱託医による健康診断は、内科(産明児は毎月)年2回、歯科年2回(3歳未満児年1回)眼科1回実施し、児童票の記録と保護者に結果報告をしている。日々の健康状態の把握は、子どもの観察や保護者からの情報提供により行い、健康記録簿や保健日誌に記入し打ち合わせ時に職員間で情報の共有化に努めている。虐待が疑われた場合は、関係機関と連携を図る体制が整っている。服薬は原則預からないが、必要な場合は園長相談となり保護者から与薬依頼書の提出により、薬を事務室で保管し服薬後保護者に服薬時間・与薬者を記入し返却している。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</p> <p>子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>
<p>(評価コメント) 入園のしおりに、薬や病気時の協力依頼、健康管理、怪我や感染症時の取り扱いなど詳細に記載されている。体調不良や怪我が発生した場合は、職員間での連絡体制が組織図と共に役割が明細に表記されていて、医師受診や保護者連絡が的確に行われている。乳児突然死症候群の発生予防として、睡眠時産休明け児から7か月児までは5分間隔、7か月以上児は15分間隔の観察を行い寝方を記号で記録する等うつ伏せ寝の無いように配慮している。感染症の発生時は嘱託医や保育課に即時連絡し、園内では速やかに消毒などの処置を行う他、保護者には掲示で情報を提供し蔓延化防止に努めている。日常的に手指消毒や手洗い・嗽を行い、保護者から感染症予防対策に対して95%と高い評価を得ている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<p>食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
<p>(評価コメント) 食育年間計画は、自然との関わり・食への興味・家庭支援・食環境等で季節に応じた内容構成となっている。園庭で米やさつま芋・ミニトマト・ピーマン・茄子等を栽培・収穫し、4～5歳児の年2回のクッキング保育等で、食材を身近に感じ食への意欲に繋げている。アレルギー児の対応は、医師からの指示書に基づき保護者と話し合い個別献立による除去食を提供している。配膳時、一品ずつラップを掛け氏名記入とトレイ別や、栄養士と保育者間でチェック表に基づいた確認を行っている。子どもの着席後に食事内容を再度チェックして配膳を行い、食事開始時にラップをはずすなど細心の注意を払い誤食防止に努めている。食事は子どもの意思を尊重した盛りつけと、楽しく食べることに心掛けた雰囲気作りで各クラスとも食欲旺盛でお代わりが多い。給食作りでは、衛生管理の徹底や安全点検・おいしい食事となるための食材の吟味や薄味の保持・咀嚼力を考慮した献立作成などで食育推進の一助としている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<p>施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</p> <p>子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</p> <p>室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>
<p>(評価コメント) 環境衛生に関するマニュアルにて、室温や湿度、冷暖房の設定温度等を周知している。また、主任保育士や副主任保育士等がクラス巡回等の折には確認やアドバイス等をして快適な環境を保持している。手洗いはポンプ式の液体石鹸を使用し保育士が洗い方の見本を示しながら、子どもに清潔の習慣が身に着くように配慮している。玄関や排泄コーナーに手指消毒液を設置し園内の衛生に努めている。清掃は一日に少なくとも1～2回を基本としているが、状況に応じその都度素早く、掃く、拭く等の対応をする等、安全性の確保や衛生管理に努めている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<p>事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</p> <p>事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</p> <p>設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</p> <p>危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</p>
<p>(評価コメント) 事故発生時の連絡体制組織図を作成し、事務室に置き誰でもすぐに見られるように周知している。子どもの怪我や事故を未然に防ぐよう園舎や園庭、固定遊具等の安全点検を毎月実施し破損や不備等の有無を確認し必要な対応を施し安全性を整えている。毎日の点検は、全室の換気扇やエアコン、コンセント等電気設備のチェックや戸締りの確認を19時過ぎに行っている。事故が発生した場合は、事故報告書を基に原因や危険要因を検証し職員間で共有して、事故の再発防止に繋げている。今後は、毎日の保育の中で事故やけがには至らなかったがヒヤリ・ハットした事例を書式にメモし、その情報を職員間で共有して事故を未然に防止するための取り組みも必要と思われる。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<p>地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</p> <p>定期的に避難訓練を実施している。</p> <p>避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</p> <p>立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</p> <p>利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント) 災害時の対策は、新職員でスタートする年度初めにマニュアルの見直しと、役割分担や対応の確認を行っている。</p> <p>避難訓練は毎月行い、災害に備え、防寒シート、炊き出しに必要な用具、二日分の水や食料の備蓄をし、青空クッキングでは炊き出しの訓練も兼ね実施している。海岸から近いため警報が出た際には近隣の高層マンションに避難出来るよう依頼し津波対策を講じている。災害が発生した場合は、安否確認を災害ダイヤル・まちcomiで園の情報を知らせる為、保護者と職員に事前登録を周知している。また、通信機関がストップした場合は災害用伝言ダイヤル「171」に園の状況や園児の安全に関する録音をして保護者に情報提供する等の対応をしている。消火器や誘導灯、非常階段等の消防設備や避難経路等を毎月点検して災害発生時の対策を適切に行っている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<p>地域の子育てニーズを把握している。</p> <p>子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</p> <p>子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</p> <p>地域の子育て支援に関する情報を提供している。</p> <p>子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 地域子育て支援関係機関と連携し地域ニーズを把握し、情報提供を行っている。年12回の園庭解放、発育測定、ハロウィンコンサート等地域交流の場を提供し、また、育児相談を随時行っている。</p>		